

## ドミニカ共和国政府による夜間外出禁止令の期間延長について

令和3年4月15日  
在ドミニカ共和国日本国大使館

4月14日、アビナデル大統領は、大統領令231-21により今年3月1日発表の大統領令133-21の期間延長を発表しました。これにより、他の感染対策措置とともに夜間外出禁止令の実施期間が4月16日から5月16日まで延長されます。

外出禁止時間に変更はなく、引き続き平日（月曜日から金曜日）の夜間外出禁止時間が午後9時から午前5時まで（帰宅のための移動は午前0時まで可）となります。また、週末（土曜日及び日曜日）の外出禁止時間は午後7時から翌午前5時まで（帰宅のための移動は午後10時まで可）となります。

なお、実施期間や外出禁止時間に変更される可能性もありますので、お出かけの際には最新情報の入手に努めてください。

今回の期間延長についての詳しい内容（スペイン語のみ）は次のリンクからご確認ください。

○<https://presidencia.gob.do/decretos/231-21>

○<https://presidencia.gob.do/decretos/133-21>

### 【問い合わせ先】

在ドミニカ共和国日本国大使館領事部

EMBAJADA DEL JAPÓN EN LA REPÚBLICA DOMINICANA

TEL 1-809-567-3365 FAX 1-809-566-8013

consul@sd.mofa.go.jp